

## 各種証明書の発行について

### 卒業してから5年以上経過している卒業生の皆様へ

卒業後5年間は成績関係の書類を保存しているため、各種証明書の発行が可能です。

しかし、卒業後5年を経過すると「調査書」「成績証明書」については、保存期間を経過しているため、発行ができません。

また、卒業後20年を経過すると「単位取得証明書」「学籍に関する記録」「修得単位数に関する記録」についても、指導要録の保存期間を経過するため発行ができません。その場合には「卒業証明書」等に代替ください。

※ ただし、第3種電気主任技術者認定のための単位取得証明書については、卒業後20年を経過しても発行が可能です。

福島県立福島工業高等学校

	発行内容	発行年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発行可能 卒業年度	「調査書」 「成績証明書」		平成28年度以降	平成29年度以降	平成30年度以降
	「単位取得証明書」 学籍に関する記録 修得単位数に関する記録		平成13年度以降	平成14年度以降	平成15年度以降
	「卒業証明書」		永年	永年	永年

尚、上記については以下の法令の規定に基づいており、各大学等宛ての文書も出ておりますので確認ください。

#### 学校教育法施行規則 第6章 第2節 第26条

前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

[学校教育法施行令第三十一条](#)の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

#### 各国公立私立大学長あて文書---文部科学省高等教育局長通知(H19)

八 指導要録における入学、卒業等の学籍に関する記録や修得単位数に関する記録に係る保存期間(卒業後二〇年)が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しないものとする。また、学籍に関する記録や修得単位数に関する記録以外の記録について、卒業後五年が経過したものも原則として調査書にその記載を要しないものとする。